令和１年度　事業報告書

平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人いんくるプラス

１　事業の成果

　　「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」では、令和２年３月１日より「保育所等訪問支援事業」の指定を受け、事業を開始した。また令和２年３月１日より障害者総合支援法及び、児童福祉法に基づく「相談支援事業」の指定を受け、事業を開始した。「障がい児(者)及びその保護者に対しての適切な支援事業」では、家族が本人の特性を理解していくことで、本人の安定した生活につながってきている。

「障がい児(者)と地域住民との交流事業とボランティアの育成事業」では、地域の公民館にて人形劇団による人形劇や「もちつき」を開催することで、地域の親子や利用児童の親子も一緒に楽しむことができた。

２　事業の実施に関する事項

　（１）特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定款の  事業名 | 事　業　内　容 | 実施  日時 | 実施  場所 | 従業者  の人数 | 受益対象者  の範囲及び  人数 | 事業費の金額  （千円） |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 | ・「放課後等デイサービス」の運営を行う。  ・令和２年３月１日より、「保育所等訪問支援事業」の指定を福岡市から受ける。 | ４月～３月 | 法人施設 | ７ | ３１ | 17,934 |
| 児童福祉法に基づく  障害児相談支援事業 | 令和２年３月１日で福岡市より指定を受ける。 | ３月～ | 法人世節 | １ | ０ | ０ |
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 | 実施しなかった。 |  |  |  |  |  |
| 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託 | 実施しなかった。 |  |  |  |  |  |
| 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | 令和２年３月１日で福岡市より指定を受ける。 | ３月～ | 法人施設 | １ | ０ | ０ |
| 障がい児（者）及びその保護者に対しての適切な支援事業 | 発達障害のある児童の療育と、その家族との面談を行う。 | ４月～３月 | 利用者宅等 | ２ | ４９ | 904 |
| 障がい児（者）と地域住民との交流事業とボランティアの育成事業 | 地域の公民館にて、人形劇団による人形劇を実施した。 | ９月 | 公民館 | ６ | ６１ | 0 |